**〇〇ライオンズクラブ**

**情報セキュリティ・個人情報保護・知的財産権・第三者情報保護 規　約**

|  |  |
| --- | --- |
| **第1章 総　則** | **第2章 基本方針** |
| 第1条(目的) | 第4条(責任者) |
| 第2条(適用範囲) | 第5条(リスクアセスメント) |
| 第3条(定義) | 第6条(対策) |
|  | 第7条(教育・訓練) |
|  | 第8条(インシデント対応) |
|  |  |
|  |  |
| **第3章 具体的なルール** | |
| 【情報セキュリティ】 | 【個人情報保護】 |
| 第9条 (パスワード管理) | 第16条 (個人情報の取得時の同意) |
| 第10条 (情報機器の利用) | 第17条 (利用目的の範囲内での利用) |
| 第11条 (外部記憶媒体の利用) | 第18条 (個人情報の正確性・最新性の維持) |
| 第12条 (電子メールの利用) | 第19条 (個人情報へのアクセス制限) |
| 第13条 (SNSの利用) | 第20条 (個人情報の漏えい・紛失・改ざん等の防止) |
| 第14条 (テレワーク) | 第21条 (委託先の管理・監督) |
| 第15条 (退会時の情報持ち出し) | 第22条 (開示・訂正・利用停止等) |
|  |  |
| 【知的財産権保護】 |  |
| 第23条 (著作権の保護) | 第28条(第三者の個人情報等の保護) |
| 第24条 (特許権等の保護) | 第29条(活動委託先の管理) |
| 第25条 (商標権等の保護) |  |
| 第26条 (肖像権の保護) |  |
| 第27条 (営業秘密の保護) |  |
| 第28条(第三者の個人情報等の保護) |  |
| 第29条(活動委託先の管理) |  |
|  |  |
| **第4章 罰　則** | **第5章 その他** |
| 第30条(罰則) | 第31条(ポリシー) |
|  |  |
| **附　則** |  |
| 第32条(規約の改訂) |  |
| 第32条(規約の運用) |  |
|  |  |

|  |
| --- |
| **第1章 総　則** |

第1条(目的)

本規約は，〇〇ライオンズクラブ(以下「当クラブ」という)が保有する情報資産，個人情報，知的財産権，および第三者の個人情報等を保護し，関連法令および社内規程を遵守するための基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規約は，当クラブの全種別のメンバー，ボランティアスタッフ，活動委託先等，当クラブの情報資産，個人情報，知的財産権，および第三者の個人情報等を利用する全ての者に適用する。

第3条(定義)

本規約における用語の定義は，次のとおりとする。

1. 情報資産：電子データ，紙媒体，口頭情報等，当クラブの活動に関連する全ての情報
2. 個人情報：生存する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるもの
3. 知的財産権：著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権，回路配置利用権，育成者権，

営業秘密等の知的財産に関する権利

1. 肖像権：個人の容姿，姿態等をみだりに撮影，利用されない権利
2. 第三者の個人情報等：当クラブが活動上取り扱う，事業参加者，他団体などの組織，その他の

第三者の個人情報，企業情報，技術情報等

1. 活動委託先：当クラブから活動委託を受けた個人または他団体などの組織

|  |
| --- |
| **第2章 基本方針** |

第4条(責任者)

当クラブは，情報セキュリティ，個人情報保護，知的財産権保護，および第三者の個人情報等保護に関する責任者として，情報セキュリティ・個人情報保護・知的財産権・第三者情報保護責任者(以下「責任者」という)を設置する。

第5条(リスクアセスメント)

当クラブは，定期的にリスクアセスメントを実施し，情報セキュリティ，個人情報，知的財産権，および第三者の個人情報等に関するリスクを把握し，適切な対策を講じる。

※リスクアセスメント…活動場所や作業に於ける，潜在的な危険性や有害性を特定し，それらに

よる活動災害や健康障害のリスクを見積り，その大小に応じ適切な対策を検討・実施する一連のプロセスの事

第6条(対策)

当クラブは，情報資産，個人情報，知的財産権，および第三者の個人情報等の重要度に応じて，適切なセキュリティ対策，保護対策を実施する。

2. 対策には，アクセス制御，ウイルス対策，バックアップ，不正アクセス対策，著作権管理，肖像権管理，第三者情報管理，物理的セキュリティ対策等を含む。

第7条(教育・訓練)

当クラブは，メンバー等に対し，定期的に情報セキュリティ，個人情報保護，知的財産権保護，および第三者の個人情報等保護に関する教育・訓練を実施する。

第8条(インシデント対応)

当クラブは，情報セキュリティ，個人情報，知的財産権，および第三者の個人情報等に関するインシデントが発生した場合，迅速かつ適切に対応する。

※インシデント（ビジネス用語的意味）…重大な事故や問題には至らないが，活動に支障をきた

したり，その可能性があったりする出来事

|  |
| --- |
| **第3章 具体的なルール** |

【情報セキュリティ】

第9条 (パスワード管理)

メンバー等は，強固なパスワードを設定し，定期的に変更する。パスワードは，他人に推測されやすいものを避け，適切に管理する。

第10条 (情報機器の利用)

メンバー等は，情報機器を適切に利用し，不正な利用を禁止する。公認端末以外の活動利用は，原則として禁止する。

第11条 (外部記憶媒体の利用)

外部記憶媒体の利用は，許可された場合に限り，適切な管理の下で行う。

第12条 (電子メールの利用)

電子メールの利用は，活動に必要な範囲に限定し，添付ファイルの送信には注意を払う。

第13条 (SNSの利用)

SNSの利用は，活動に必要な範囲に限定し，機密情報や個人情報の漏えいに注意する。

第14条 (テレワーク)

テレワークを行う場合は，セキュリティ対策を講じ，情報漏えいリスクを最小限に抑える。

第15条 (退会時の情報持ち出し)

退会時の情報持ち出しは，いかなる場合も禁止する。

【個人情報保護】

第16条 (個人情報の取得時の同意)

個人情報を取得する際は，本人から利用目的等の同意を得る。

第17条 (利用目的の範囲内での利用)

取得した個人情報は，利用目的の範囲内でのみ利用する。

第18条 (個人情報の正確性・最新性の維持)

個人情報は，正確かつ最新の内容に保つよう努める。

第19条 (個人情報へのアクセス制限)

個人情報へのアクセスは，活動上必要な者に限定する。

第20条 (個人情報の漏えい・紛失・改ざん等の防止)

個人情報の漏えい，紛失，改ざん等を防止するため，適切な対策を講じる。

第21条 (委託先の管理・監督)

個人情報の取り扱いを委託する場合は，委託先を適切に管理・監督する。

第22条 (開示・訂正・利用停止等)

本人からの個人情報の開示，訂正，利用停止等の請求に適切に対応する。

【知的財産権保護】

第23条 (著作権の保護)

メンバー等は，活動上作成した著作物について，当クラブの許可なく第三者に開示および利用してはならない。

第24条 (特許権等の保護)

メンバー等は，活動上発明した特許，実用新案，意匠等について，当クラブの許可なく第三者に開示，利用してはならない。

第25条 (商標権等の保護)

メンバー等は，当クラブの商標，ロゴ等を無断で使用してはならない。

第26条 (肖像権の保護)

活動上必要な場合を除き，メンバー等の肖像を撮影，利用してはならない。メンバー等が，肖像を含む個人情報をSNS等で公開する場合には，事前に当クラブの許可を得なければならない。

第27条 (営業秘密の保護)

メンバー等は，活動上知り得た当クラブの活動機密を，在籍中はもちろん退会後も第三者に開示，漏洩してはならない。

第28条(第三者の個人情報等の保護)

メンバー等は，活動上知り得た第三者の個人情報，企業情報，技術情報等を，当クラブの許可なく第三者に開示，漏洩してはならない。

2. メンバー等は，第三者の個人情報等を，活動に必要な範囲を超えて利用してはならない。

3. メンバー等は，第三者の個人情報等を，法令および契約に従って適切に管理しなければならない。

4. メンバー等は，第三者の個人情報等を取り扱う際，当該第三者の権利を侵害しないよう努めなければならない。

5. 第三者の個人情報等について，開示，訂正，利用停止等の請求があった場合は，速やかに責任者に報告し，適切な対応を行う。

6. 活動委託先は，当クラブから預託された第三者の個人情報等を，契約に従い適切に管理し，利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

第29条(活動委託先の管理)

当クラブは，活動委託先に対し，本規約と同等の義務を課し，適切な管理監督を行う。

2. 活動委託先が本規約に違反した場合，契約解除等の措置を講じることがある。

|  |
| --- |
| **第4章 罰則** |

第30条(罰則)

本規約に違反した場合，会員規則または契約に基づき懲戒処分または契約解除等の措置を講じることがある。

|  |
| --- |
| **第5章 その他** |

第31条(ポリシー)

当クラブは，活動組織の透明化をすべく，プライバシーポリシー，著作権ポリシー，および第三者情報管理ポリシーを別途定め，公表する。

|  |
| --- |
| **附　則** |

第32条(規約の改訂)

本規約は，社会情勢の変化，法令の改正，技術の進歩等に応じて，必要に応じて改訂する。

第32条(規約の運用)

本規約は，当クラブの例会に於いて承認を得た日時より，規約の運用を開始する。

以上

|  |
| --- |
| ◆運用年月日 |
| 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 |